

■ 2005年9月15日(木曜日)

福井県の アスベスト対策

アスベスト対策は、本来、国が一元的責任を持って当たるべきものですが、県では、県民の安全・安心を確保する観点から、緊急の課題と認識して、国の対応を待つことなく、独自の対応を進めています。

県は全国に先駆けて条例を制定し、アスベストによる県民の健康や環境に関する不安を一日も早く払拭したいと考えています。

福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例(案)の概要

目的 アスベスト(石綿)による県民の健康被害を防止するため、アスベストの排出等の規制、アスベスト吹付け材使用建築物に関する措置等を講じ、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与します。

アスベストの排出および飛散の防止に関する措置(3つの柱)

● アスベスト発生施設 に関する規制

規制の対象は?

大気汚染防止法の規制対象(原動機の定格出力3.7kW以上等)とならない規模の製造施設

- 施設を設置しようとするときは知事に届け出なければなりません
- 工場等の敷地の境界線での大気中の濃度基準を守らなければなりません

● アスベスト排出等作業 に関する規制

規制の対象は?

大気汚染防止法の規制対象(耐火・準耐火建築物で延べ面積500平方メートル、吹付けアスベスト面積500平方メートル以上)とならない規模の解体、改造、補修工事の施工

- 解体等の工事をしようとするときは、知事に届け出なければなりません
- 作業の方法に関する基準を守らなければなりません

● アスベスト吹付け材使用建築物 に関する規制

本県独自

措置する人は?

アスベスト吹付け材使用建築物の所有者、管理者、占有者

- 損傷、劣化等によりアスベストを大気中に排出・飛散させないよう、除去等の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません

県は、9月県議会に「福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例(案)」を提案しています。

【お問い合わせ先】 県環境政策課 TEL0776(20)0303
<http://info.pref.fukui.jp/kankyau/>

介護保険制度が変わります

施設等サービスのうち、居住(滞在)費、食費が保険給付

平成17年10月から
介護保険施設
などの利用料が
変わります。

の対象からはずれ、利用者の負担となります。ただし、所得の低い方に対しては過重な負担にならないよう負担の軽減措置があります。詳しくはお住まいの市町村、坂井郡介護保険広域連合、県長寿福祉課までお問い合わせください。



平成18年4月から
介護保険の
新しいサービスが
始まります。

●これからは、介護予防を重視します。

「介護予防重視への転換」を図り、要支援と認定された軽度の方を対象とした「新予防給付」や、要支援・要介護の状態になる恐れのある方を対象とした「地域支援事業」が始まります。

●住み慣れた地域での自立した生活を支援します。

住み慣れた地域で、サービスを受けることができるよう、「地域密着型サービス」が始まります。また、高齢者の生活を総合的に支援する「地域包括支援センター」を市町村が設置し、高齢者が抱える問題の相談や介護予防マネジメントなどを行います。

●サービスの質の確保・向上を図ります。

介護サービス事業者には事業所情報の開示を義務付けます。また、介護サービス事業所の指定要件を厳しくするなど、事業者規制の見直しを行います。

【お問い合わせ先】 県長寿福祉課 TEL0776(20)0333
<http://info.pref.fukui.jp/kourei/>

とびっくす

ブランド大使が意見交換会を開催

9月3日、県の国際交流会館で「ふくいブランド大使活動報告会」が開催されました。

報告会には、高校生から年配の方まで、また、女性企業家、若手経営者の方々など、さまざまな年齢層、職業の人たち約120人が参加。西川知事出席のもと、パネルディスカッションや出席者全員によるグループ討議が行われ、日ごろの活動紹介だけでなく、今後の大使活動の活性化に向けた活発な意見交換が展開されました。

また、本県とゆかりの深い北海道では飯島副知事がふくいブランドのPR活動を展開。北海道の北広島市ではらっきょや梅干など本県の特産品をPR。また、道内最大のラベンダー園を創業した富田忠雄さんと道内有数の酪農場を営む町村末吉さんに新たにブランド大使として協力いただくことになりました。「ふくいブランド大使」の輪は確実に全国に広がっています。



グループ討議には西川知事も参加

【お問い合わせ先】 県ふくいブランド推進室 TEL0776(20)0227
<http://info.pref.fukui.jp/seiki>

